

総務県民生活常任委員会傍聴メモ

2012 年 10 月 9 日 (月) 午前 10 時～ 12 時

メモ 二橋 元長

【93 号議案】

安藤議員 (公)

- ①指定管理者導入後の効果はどう考えているか
- ②中立性はどうか、展示は誰が決めるのか
- ③第 13 条の「別に定める現状変更」とは何か

答弁

- ①効果は、サービス向上とコスト縮減にある。サービスは、利用時間の延長やナイトミュージアムの実施、子ども動物公園とのジョイントなどが考えられる。指定管理者の努力により、維持管理費、人件費などの削減で年額 1000 万円削減を見込んでいる。
- ②展示は、県が直接責任を持って担う。公正・中立は維持していく。
- ③指定管理者との基本協定のなかで、施設 (建物、設備など) の改築、修繕などの内容を検討する。

須賀議員 (自)

- ①「管理の一部」とは体的に何を指すのか

答弁

- ①「管理の一部」とは、収集した資料の保存、具体的には保管庫のメンテナンスや運転する業務をさす。建物の維持管理とは、清掃や施設のメンテナンス、警備、空調等設備の保守管理業務。来館者増加のためのイベント開催、広報活動なども行う。

大山議員 (無)

- ①(「管理の一部」とは収集した) 資料の保存というが、平和資料館設置の目的イベントとの関係、広報の関係をどう考えるか。
- ②と資料は公的な財産である。それを指定管理者に委ねるのはいかがか。

答弁

- ①資料は貴重なもので、適正な保存状態を維持するため、定温定湿での管理などを県が指示して行う。メンテナンスなど、実務 (機械を動かすなどの) は指定管理者がやってもさしつかえない。県が保存し、県が管理する、これは県の直接的な責任。そのうえで、日常的なメンテナンスを指定管理者に委ねる。

大山議員

- ①資料の保存は民間に委ねるのか?

答弁

- ①県が保存し、県が管理する、これは県の直接的な責任。そのうえで、日常的なメンテナンスを指定管理者に委ねる。

- ②本来の目的に加え、来館者を増やすために、展望塔を活かしたイベントや子ども動物公園とのタイアップを考えたい。

大山議員 集客のために国の施設などと連携をとるということか？

舟橋議員（刷新）

- ①ここ数年の来館者数は？

答弁

- ①平成19年が3万2千人、平成22年が3万4千人、平成23年が2万9千人。

山川議員（民）

- ①第8条3項について聞きたい。「知事の定める業務」とは、広報やイベントを指すのか、それ以外のものも想定されているのか。
- ②県の業務として、展示物の公正・中立を貫くというが、今の職員8人（学芸員4人、一般職4人）のうち誰が残るのか。
- ③サービスの向上でナイトミュージアム、子ども動物公園との連携などがいわれているが、入場が4時までで4時半閉館では利用しづらい。ナイトミュージアムのとときだけ延長するのか。他のイベントの検討は。最近月曜日の休日が増えているのに、月曜休館では不都合だ。祝日は開館できないのか。見直すべきだ。

答弁

- ①イベントや広報を想定している。それ以外のものはない。
- ②今の体制で行けば、学芸員4人が残ることになる。
- ③開館時間などは条例事項。現時点では条例変更を検討していない。当面は例外で行う。他のイベントは指定管理者の知恵に期待している。

山川議員（民）

- ①平和資料館は、利用してもらい、見てもらい、学んでもらってこそ意味がある。集客はどのくらいを見込むのか。
- ②運営体制ではどこを（指定管理者にするのか）、館長はどうなるのか。
- ③運営協議会は大事だが、どうなるのか。指定管理者にもものは言わせないで、今の制度でいくのか。

答弁

- ①開館当時9万5000人だった。せめて半分の5万人ぐらいに引き上げたい。積極的な集客に取り組んでいきたい。
- ②館長は、今の公的な施設でいう館長のようなものがどうなるのかは、今後の課題だ。検討していく。
- ③運営協議会については、「管理の一部」導入にともない、どう運営していくか、すすめていくか、有識者の意見を聞きながらすすめていくことには変わりはない。具体的には今後の検討となる。

山川議員（民）

- ①館長のことも、運営協議会のことも今後、今後で、（はっきりしないこと）今後の検討が多い。議案として提出しているのに「今後」が多いのは、不備なのは。
- ②「管理の一部」の提案も異例。なぜ、こんな形での提案なのか。

- ③有識者を含め、これまで運営を担ってきた職員、運営協議会の努力など、幅広い県民の声を聞く。
- ④（指定管理者導入の目的が）コスト削減だけでなく、幅広い方々にみてもらえるような工夫を。

答弁 幅広く意見を聞くよう努める。

田中議員（自）

- ①指定管理者にすると「できる」ことが、なぜ今の状態でできないのか。県の姿勢が問われている。県がやれないことを指定管理にやらせようとして、結果的にやれないなら施設を廃止するのか。県は問題点がハッキリわかっているのに、それを解決しようとしないうことか。4時までが短い（ことが問題）なら時間延長の条例改正をすればいい。

答弁

- ①来年20年を迎える。これまで努力してきた。イベントなどもやってきた。校外学習での利用なども呼びかけながら、考えられる努力を重ねてきた。指定管理者という制度が利用できるようになり、民間が民間で交渉した方が良いのでは。ビル管理の業者などに任せた方が効果的であり、集客も我々の限界を超えるは民間の知恵をいかして、集客に努めたい。

田中議員（自）

- ①民間の知恵というが、儲からない商売に民間が手を出すのか。開館時間や休館日など、問題点を解決しないで、縛られっぱなしで誰ができるのか。展示など、肝心なところは民間に任せられずに県がやっていて、集客しろといったって無理だと思う。民間に任せるなら、商売しやすいようにしてやることが大事。

野本議員（自）

- ①条例で縛っておいて民間に任せるといったって無理。開館時間や休館日など、問題点を至急（委託する前に）解決することを要望する。

議長 賛成の方は起立を

起立総員

【請願第15号】

議長 条例案が可決したので、この請願は不採択とする。

議員 発言なし

議長 理由は、すでに条例改正が可決しているためである。